

令和4年4月15日

各位

イオンプロダクトファイナンス株式会社

行政処分に関するお知らせ

本日、弊社は、関東経済産業局より割賦販売法に基づく行政処分（業務改善命令）を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件につきまして、お客さま、お取引先さまをはじめ、関係者の皆さまに多大なるご心配をお掛けいたしますことにつき、心よりお詫び申し上げます。

弊社は、今般の行政処分を厳粛に受け止め深く反省するとともに、再発防止並びに信頼回復に向けた管理体制の再整備に向け、役員・従業員一丸となって取り組んでまいります。

記

1. 行政処分の根拠となる法令の条項

- （1）割賦販売法第35条の3の21第1項に基づく改善命令
- （2）割賦販売法第35条の3の31に基づく改善命令

2. 行政処分の概要

以下の2項目を骨子とする業務改善命令を受けました。

① 個人情報情報の適切な取扱いに関する管理体制の整備（法第35条の3の20）

（講ずべき措置の概要）

- ・ 個人情報情報のアクセス権限の限定やアクセス状況のモニタリング等を行うこと。
- ・ 個人情報情報の取扱いに関する社内規則等を見直し、役職員への周知徹底等を行うこと。

② 与信審査等に関する法令遵守のための管理体制の整備（法第35条の3の26第1項第9号、規則第101条第1項）

（講ずべき措置の概要）

- ・ 与信審査に関する社内規則について法令に基づく見直しを行い、法令及び社内規則等に則り業務運用を実施するとともに、与信審査業務の担当部署、責任体制を明確化すること。
- ・ 与信審査に関する法令及び社内規則等に基づき社内教育等を実施すること。
- ・ 法令及び社内規則等の遵守状況について監査及びモニタリング等を実施し監督すること。
- ・ 経営陣主導により法令遵守体制及び適正な業務運営体制を構築すること。

3. 行政処分の原因となる事実の概要

行政処分の原因となる事実の概要については、以下の通りです。

- ① 個人情報情報の閲覧権限について、業務において必要に応じ厳格に制限すべきところ、妥当性に欠ける権限付与があった。
- ② 与信審査について、社内規則に定める基準が法令等に照らし不十分であった。
- ③ 個人情報情報の閲覧権限の管理及び与信審査について、モニタリング及び内部監査の実効性が不十分であった。

4. 今後の当社の対応

業務改善命令に従って、再発防止に向けた業務改善計画を策定し、その他の報告が求められている事項とともに関東経済産業局に提出・報告いたします。

また、当該業務改善計画に沿って、進捗状況や履行状況を定期的に関東経済産業局に報告してまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
経営企画部 経営企画グループ
広報担当

TEL：03-6701-0612